

絆

195号



自由民主党

衆議院議員

桜田よしたか

日本！この国を強い国に！
～国・地域・家族を守る～



21世紀、時代に合った憲法の制定を！

☆大規模災害に即応できる憲法を：緊急事態条項の必要性

先月、九州の熊本県を襲った地震は、今でも多くの被災者の皆様が不自由な避難生活を送っております。今回の災害に対して、政府自民党は総力を挙げて被災地救済に尽力をしております。

阪神淡路大震災、東日本大震災そして今回の九州熊本・・・日本で暮らす以上、地震を始め風水害など大規模自然災害は避けられません。直接的な災害対応を充実することはもちろんですが、我々はより大局的な観点での「災害対応」を制度化する必要があると思います。

現行憲法には、衆議院解散中の参議院の緊急集会を除けば、緊急事態に関する規定はありません。このため、緊急事態が発生した場合、災害対策基本法や各種の法律などで個別に規定されている条項をかき集め、泥縄式で対処しているのが現状です。首都機能が喪失しかねない「首都直下型地震」



5月3日、東京都新宿区内の集会にて。500人を超す参加者の熱気に包まれ、仲間の国会議員と共に憲法に関する国民会議に参加して参りました。私を始め学者、国会議員そして何よりも国民の皆様が「現行憲法の成立過程」「現在の国内外の情勢との齟齬」について、活発な議論を展開致しました。今後も国会議員として、積極的に問題意識を発信して参りたいと存じます。

や、東海、東南海、南海地震が連動する「南海トラフの巨大地震」はいつ発生してもおかしくないとされています。国家の機能が損なわれる事態さえ想定される中、憲法改正にまで踏み込んだ有事法制の整備は喫緊の課題です。

☆東日本大震災、福島原発事故の教訓

現在の災害対策基本法は、「異常かつ激甚」な災害の場合、首相が「災害緊急事態」を布告し、必要な政令を制定できると定めています。しかし、緊急政令を出せるのは国会が閉会中、または衆議院の解散中だけ。内容も生活必需物資の配給や物価統制などに限られています。平成 21 年 3 月 11 日も東日本大震災で当時の菅内閣が布告に踏み切らなかったのは、国会が開会中だったうえ、国が強制力を持った措置を取りにくかったことも要因として考えられます。首相のリーダーシップ、危機管理能力の有無はさておき、非常時の法制を平時から整備しておかなければ〈いざ鎌倉〉には間に合いません。

大震災では私権の制限を含む有事法制の不備が救助、復旧活動のネックになることが指摘されており、たとえば次のようなケースが報告されています。

- ・自衛隊や消防がガレキの中から金庫を回収しても、財産権の問題が絡むので現場では処理できない。
- ・自衛隊は犠牲者の遺体を搬送できない。警察の検視が必要になる。
- ・地震で A 社のエレベーターが緊急停止しても、B 社の技術者は動かすことが出来ない。閉じこめられた人は A 社のスタッフが来るまで何時間も待たなければならない。

こんな使い勝手の悪い法制度を抱えたまま、いつ来るかもしれない自然災害に備えることができるのでしょうか？ことしの春から自民党では東日本大震災の時の政府対応の検証を始めております。一例ですが、当時政府は原子力災害対策特別措置法により原子力緊急事態を宣言し、対応に当たりましたが、初動が遅れました。今さら言っても仕方ないことですが、原子炉冷却に必要な人材や機材を、既存の法律にとらわれずに緊急輸送する措置を取っていれば、事態が悪化するのを防げたのでは…と悔やまれます。国の緊急事態は大規模災害や原発事故に限りません。

外国からの侵略やテロも想定されます。こうした重大な局面で迅速・適切に対処し、国民の生命財産を守るのは政府の責務です。このため、多くの主要国の憲法は緊急事態条項を備えています。ドイツ・フランス・韓国などは非常時に大統領や政府に権限を集中させ、軍隊や警察、地方自治体を指揮したり、移転の自由や財産権など一定の国民の権利を制限できるようにしています。



1923 年関東大震災から今年で 93 年。いつまた関東で、このような災害がおきるか・・・。



核開発、ミサイル実験を繰り返す北朝鮮。刻々と変化する国際的情勢にも対応する必要があります。

☆非常時対応には憲法の見直しが必要——自民党改正草案に緊急事態条項を明記

自民党憲法改正草案は、東日本大震災の教訓も踏まえ、第9章に緊急事態条項を設けました。武力攻撃や内乱、大規模災害の際、首相は「緊急事態」を宣言できます。それに基づき、地方自治体の長に指示することも可能になります。

国民の生命と財産を守るためには、居住及び移転の自由、財産権など基本的人権を必要最小限の範囲で一時的に制限することもあるでしょう。

それだけに、反対論もありますが、何の規定もないまま政府が緊急事態を理由に超法規的措置をとることの方がよほど危険だと思います。

非常時に際して、首相の権限を一時的に強化するのはやむを得ないことです。しかし、一方で基本的人権が無原則に侵害されないよう、憲法で歯止めをかけておくことが必要ではないでしょうか。

☆9条改正で軍国主義復活？

憲法9条に手をつけると、国内の護憲派と言われる人たちや隣国の一部が「軍国主義の復活だ」と騒ぎ出すかもしれません。しかし、日本が軍国主義に逆戻りすることなどあり得ません。「統帥権（大日本帝国憲法が定めた天皇大権の一つ。軍の最高指揮権）の独立」をタテに軍官僚が幅をきかせ、国際的に孤立していった戦前とは状況が違います。

今の日本は、国際的にみれば各種サミット（首脳会議）や国連の主要メンバーであり、国内では議会制民主主義が定着し、自衛隊に対するシビリアンコントロールがしっかり機能しています。

政治に対する国民意識も成熟しており、“軍部の独走”など許されるはずもありません。むしろ、危機に際し、正当な自衛権を行使できずに国益を害するリスクの回避を優先すべきです。国民的論議のタタキ台は出来上がりました。あとは、自民党の政権復帰→憲法改正の国会発議→国民投票のプロセスを粛々と進めるだけ。長い道のりですが、“夢の実現”に向かって粘り強く歩み続ける決意です。皆様方のご理解とご支援をお願いいたします。



今回の熊本県での震災被害に対しても、自治体職員を始め、自衛隊、警察、消防、海保が一丸になって被災地救援に取り組んでおります。かつて震災被害にあった神戸や東北からも支援部隊がやってきました。

〈憲法改正草案 第9章緊急事態〉

▽外部からの攻撃、地震等による大規模な自然災害などの法律で定める緊急事態において、内閣総理大臣が緊急事態を宣言し、これに伴う措置を行えることを規定。

▽宣言は、事前または事後に国会承認。

▽内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定、内閣総理大臣は、地方自治体の長に指示できる。

▽何人（なんびと）も国その他公の機関の指示に従わなければならない。基本的人権は最大限に尊重。

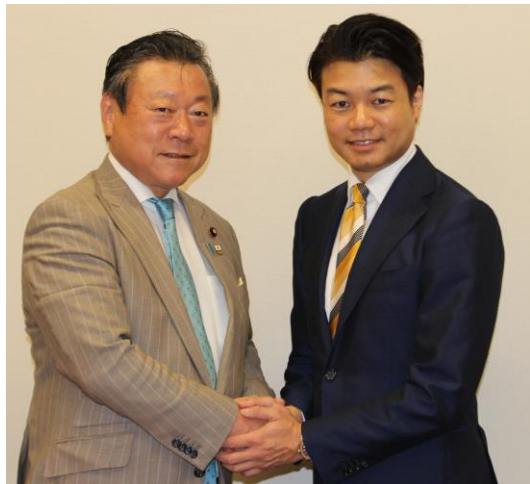
▽宣言の場合は衆院は解散されない

（参照）

http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf

参議院選挙立候補予定者のご報告

本年7月の参議院選挙千葉県選挙区に立候補予定となる猪口邦子氏、元榮太一郎氏の両名について、自由民主党から正式に公認立候補予定者として決定したことを、謹んでご報告いたします。



今回、新人として元榮太一郎氏が、弁護士としてのこれまでの実績と、国民福祉への熱い思いを出席者に訴えておりました。

日本と千葉県の明日の為に、猪口邦子さんのような信頼と実績のある方、また元榮太一郎さん（40歳）のような若くて優秀な方に、政治の世界で活躍してもらいたい、と思うのは私だけではないでしょう。

党員募集のお知らせ

【入党手続き】桜田事務所までご連絡ください

【自民党員になると】2年間継続した党員は、自民党総裁選挙の有権者となります。また桜田義孝事務所より活動報告や行事案内をお送り致します。【党員種類】一般党員 年間 4,000 円 家族党員 年間 2,000 円

桜田義孝柏事務所

〒277-0814 柏市正連寺 374 TEL:04-7132-0881 FAX:04-7132-6456

桜田義孝国会事務所

〒100-8982 東京都千代田区永田町 2-1-2 衆議院第二議員会館 1117 号室

TEL : 03-3508-7381 FAX : 03-3508-3501

ホームページ <http://www.sakurada-yoshitaka.com/>

メールアドレス web@sakurada-yoshitaka.com

Twitter (ツイッター) <http://twitter.com/ysakurada>

☆メールアドレス登録で、桜田からの耳より情報を配信いたします！上記アドレスまでご連絡ください！

